



5月は消費者月間です



令和3年度のテーマ

“消費”で築く新しい日常

市では、消費者トラブル事例のパネル展や相続に関する講演会を行う消費者大会を開催します。日常生活での消費者トラブルの未然防止について一緒に考えてみませんか？

パネル展

■ 24(月)～28(金)・31(月) 8時45分～17時15分
※ 31(月) 除く 10時～12時、13時～15時は
相談員が常駐
所 市役所1階ロビー(花川北6・1)

消費生活研修会

相続が争族にならないために

講師は、北海道金融広報アドバイザーの須藤^{とむ}氏です。残された家族が安心して過ごせるよう楽しく相続を学び、トラブルを防ぎましょう。



■ 31(月) 13時30分～15時30分
所 花川北コミセン(花川北3・2)
定 20人(申込順)
■ 6(木)～21(金)に右記または
広聴・市民生活課 ☎72・3191へ



消費生活センターが令和2年度に受けた相談は 402件！

昨年度は、令和元年度から2件増加し、402件の相談が寄せられました。下の表は、商品別相談件数の上位5例です。最も多かったのは「光回線」や「スマートフォン(スマホ)などインターネットを利用した契約」に関するトラブルです。

年代別では70代以上が113件と最も多く、続いて40代が90件とほかの年代に比べて大幅に増加しています。コロナ禍で外出を控えたことに伴い、通信販売による契約トラブルが増えたと考えられます。

☎ 石狩市消費生活センター ☎75・2282

商品	件数	相談事例
通信・運輸サービス	81件	光回線や出会い系サイトなどスマホやインターネット通信利用契約関連 光回線を変更すると料金が安くなる と勧められた
商品一般	53件	消費料金などの架空請求や宅配便の不在通知関連 メールやはがきで身に覚えのない請求が届いた
食料品	39件	健康食品やダイエットサプリ関連 お試しのつもりで注文したら定期購入だった
教養娯楽品	36件	新聞購読やスマホ本体・ゲーム機などの端末関連 訪問販売で断ったが、勧誘員に押し切られてしまった 代金を振り込んだがゲーム機が届かない
保健衛生品	30件	新型コロナウイルス拡大によるマスクなどの品不足や送り付け、化粧品の通販関連 注文した消毒液が届かない 海外から注文をしていないマスクが届いた

コロナ禍に起因したトラブルが急増！

光回線の勧誘は通年で多く、「安くなる、速くなる」と勧誘され、自宅の通信状況を把握せずに契約し、逆に高額になったとの相談が多くありました。

コロナ禍における行動様式の変化に伴い、年度初めにはマスクの送り付けのほか、収入減で「ラクして簡単に稼げる」との言葉につられ、**情報商材の契約**を結び、クレジットカードによる高額決済の事例も多く寄せられました。

また、インターネットの広告で初回格安の商品が**定期購入**であることに気づかず注文し、**2回目以降に高額請求**されたという相談が多数寄せられました。**通信販売は自宅に居ながら注文**ができ、商品が届く便利な契約ですが、**クーリング・オフの対象外**というリスクがあることを理解して利用しましょう。

少額の排水管高圧洗浄の契約から高額のリフォーム契約を結ばされた事例や、「**火災保険の利用で自己負担ゼロ**」とうたったリフォームトラブルは、高齢者に多く見受けられました。

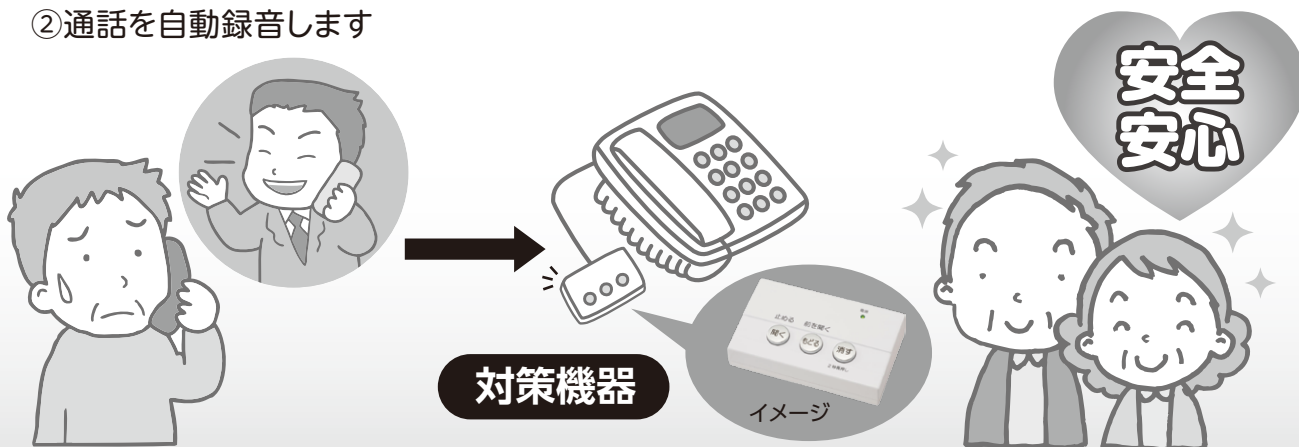
契約前に内容をよく確認するように心がけましょう。

特殊詐欺や迷惑電話の「対策機器」を無料で貸し出します!

対策機器を接続することで、特殊詐欺の予兆電話や悪質業者からのしつこい勧誘などの迷惑電話を大幅に減らす効果があり、安心して電話に出ることができます。ぜひご利用ください。

「対策機器」の機能

- ①着信時に「この電話は特殊詐欺対策のため録音しています」と警告音声を流します
- ②通話を自動録音します



〈接続イメージ〉

お使いの電話回線と電話機の間
付属のコードで対策機器を接続します。

電話回線

対策機器

電話機

電源

電源

申請から設置までの流れ

市役所1階広聴・市民生活課にある申請書(市HPからも入手可)と本人確認書類の写しを同課に提出する

市役所から貸与決定通知書が届く

広聴・市民生活課で機器を受け取る

電話機に接続する

アンケートに答える

対 象 市内在住の65歳以上の方
※1世帯につき1台

貸与期間 6年間 ※期間終了後は無償譲渡可

台 数 50台(申込多数時抽選)

そのほか

- ・機器の利用に係る電気料などは被貸与者負担となります
- ・黒電話などにはご利用になれません
- ・機器は市役所でお渡しします
- ・後日アンケート調査へのご協力をお願いします

申込期間 17(月)～31(月)

申込・問合せ 広聴・市民生活課(市役所1階17番窓口)
☎72・3191